

## 車両効率化設備

### ダブル連結トラック導入事業

#### 1. 補助対象車両

◆以下の①～④の要件を全て満たすもの

①貨物自動車運送事業の用に供する車両長 21mを超えるバン型の車両であり、車検証上の車体形状が以下の連結で使用されるものであること

<車検証上の形状>

- ・バン（トラクタ）※+バンフルトレーラ
- ・バン（トラクタ）※+ドリー付バンセミトレーラ
- ・バン（トラクタ）※+ドリー+バンセミトレーラ

※冷蔵冷凍車（トラクタ）でも可

②未使用のダブル連結トラックであること

③トラクタ・トレーラがいずれも事業用自動車（緑ナンバー）であること

④令和8年4月1日（水）から令和9年2月19日（金）までの間に、トラクタ・トレーラを導入し、かついずれも新規登録を受けた車両であること

#### 補助対象とならないもの（例）

- トラクタ・トレーラがいずれも新車ではなく既存車両や中古購入車両が混在して構成するダブル連結トラック
- 自社所有車両とリース車両が混在して構成するダブル連結トラック
- トラクタ・トレーラの所有者がいずれも異なる車両で構成されるダブル連結トラック
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）で使用するために導入したもの
- 令和8年3月31日（火）以前、又は令和9年2月20日（土）以降に新車新規登録を受けたもの
- 令和9年2月19日（金）までに支払いが全て完了されなかったもの

#### 2. 補助金の額等

- ・導入費（取付工賃や消費税は含まない）に補助率を乗じた額以内、かつ、補助上限の額以内（千円未満切り捨て）

種類	補助率	補助上限
バンフルトレーラ	1/6	4,000 千円/台
ドリー付バンセミトレーラ		
ドリー+セミトレーラ		

### 3. 申請書類等

○交付申請書兼請求書（様式第1号）、算定基礎資料（様式第2号）及び以下の各補助対象経費資料

- ・見積書

連結するトラクタ・トレーラそれぞれのバン型かつ21mを超えるダブル連結トラックの活用記載があり導入費の判別ができるもの

- ・請求書、支払いを証明する書類

連結するトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号または車台番号等の記載があるもの

- ・自動車検査証（自動車検査証記録事項）

トラクタ・トレーラそれぞれが必要

- ・連結状態にあるトラクタ・トレーラの写真

連結状態にあるトラクタ・トレーラそれぞれの自動車登録番号が確認できる写真2枚

- ・自動車賃貸借契約書

リース契約に限る

### 4. 申請受付期間

令和8年5月1日から令和9年2月19日

### 5. 注意事項

(1) 今回の補助事業は、事業用自動車（緑ナンバー）に指定のダブル連結トラックを導入したものが対象となります。また、自家用自動車（白ナンバー）の車両を事業用に変更した場合は対象となりません。

(2) 補助金を受けたダブル連結トラックは、財産処分制限期間（5年）の保有義務が生じます。その間に売却等で装着車両の所有者を変更する場合や、事故や故障等による損害等により機器を使用できなくなり当該機器や装着車両を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。また、リースの場合にあっては、リース契約の解約も補助金の返還対象となります。なお、いずれの場合も処分に当たっては、兵ト協へ事前に申請を行うとともに承認を受ける必要があります。

(3) ダブル連結トラック購入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金または小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は申請日までに全て支払いを完了しなければ認められません。

(4) 手形あるいは割賦による支払いのため、ダブル連結トラックの所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。申請日までに移転登録手続き（所有権留保を解除）を行う必要があります。

(5) リースによる導入の場合にあっては、車両のリース契約期間が、財産処分制限期間（5年）以上でなければ補助を受けることはできません。